

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 3 0 号)

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

横情審答申第330号

平成16年10月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年1月8日建中指第189号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して
平成14年10月23日に建築局中部建築事務所秋元課長、伊藤係長が私及び
妻に提示した 名義の2棟（名義変更後の 、 （現、 ））
のそれぞれの敷地が接している土地境界の写真一式のネガの資料を請求
します。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成14年10月23日に建築局中部建築事務所秋元課長、伊藤係長が私及び妻に提示した 名義の2棟（名義変更後の 、 （現、 ））のそれぞれの敷地が接している土地境界の写真一式のネガの資料を請求します。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成14年10月23日に建築局中部建築事務所秋元課長、伊藤係長が私及び妻に提示した 名義の2棟（名義変更後の 、 （現、 ））のそれぞれの敷地が接している土地境界の写真一式のネガの資料」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年11月13日付で行った本件申立文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 平成15年10月20日付建中指第118号により開示した現地写真の原本は、カラープリンターにより出力されたものであり、デジタルカメラによって撮影されたと考える。

また、建築局中部建築事務所（以下「中部建築事務所」という。）で使用されているデジタルカメラは、プリントアウト後には記憶媒体に上書き撮影を繰り返し行っているため、保存がされていない。

したがって、情報開示により提供した写真のネガは、保有しておらず、また、カメラのメモリー（記憶装置）情報等も保有していないため非開示とした。

(2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書の中で、平成14年10月23日に見た写真は、平成15年10月30日付建中指第125号で開示を受けた写真とは違うものであり、請求しているのは、平成14年10月23日に見たフィルム写真のサービス版

4、5枚のネガであると主張している。

そのため調査したところ、新たに類似の写真（年月日入り）が7枚存在することが判明したため、平成15年12月19日に、申立人に対してカラー複写版を情報提供したところ、その写真は、申立人が平成14年10月23日に見た写真であったことがわかった。

しかし、情報提供したこれらの写真のネガは、既に廃棄済みであり、保有していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 申立人が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成14年10月23日、申立人と妻が中部建築事務所に出向き秋元建築審査課長及び伊藤係長と話し合った席上において、鶴見区馬場七丁目 番 及び 番 の2棟のそれぞれの敷地が接している土地境界には、ブロック・フェンス等が設置されていない状況を撮影した写真を提示した。

提示したその写真は、開示決定通知書（平成15年10月30日建中指第125号）によって入手した写真とは異なり、フィルム写真のサービス版の写真であり、伊藤係長が関連する写真として4、5枚提示した。

(2) したがって、非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由は、虚偽の理由としか考えられない。

その写真は、現地調査の目的のために撮影した記録写真であり、その撮影年月日を隠蔽するための口実であり、開示請求を拒否するために故意にデジタルカメラによる撮影である旨の虚偽理由を記載しているにすぎない。

(3) 建築局の職員が現地調査の目的のために証拠写真として撮影したのであるから、その写真記録については、誰が・どこを・いつ・何の目的で何を・どのようにして撮影したかの内部文書が記録・保存されているはずである。

(4) 平成15年10月30日建中指第125号により写真が開示された際、伊藤係長がデジタルカメラの写真を提示したので申立人は伊藤係長に申立人と妻に見せた写真は、デジカメによる写真ではなくフィルム写真のサービス版の写真であったことを伝えると、伊藤係長は同席していた同事務所の中村管理係長と相談し、申立人に調査して、後日連絡する旨回答した。

申立人が、伊藤係長に事件と関係のある証拠写真を隠蔽するために写真撮影者及び撮影年月日を不明としているのではないかと、事件と関係のある土地境界の写真一式のネガの資料の請求を拒否しているのではないかと質問したところ、伊藤係長はもう1度調べることを申立人に約束した。

- (5) その後、申立人が別件で市民局市民情報室に訪庁した際、伊藤係長は申立人及び妻にフィルム写真の6、7枚の写を提示したので、申立人は最初からこの写真の写しを開示しなかった理由及びこの写真の撮影者について質問したところ、伊藤係長は事務引継ぎのために別のファイルに保管されていたのでわからなかったこと、撮影者がもりやま検査係長であることを答えた。

同席していた中村管理係長からこのフィルム写真の写を持ち帰るか尋ねられたが、申立人は中部建築事務所の印と撮影者名も記入した写真の写を送付することを要望すると、中村管理係長は後日送付することを約束した。しかるに、現在においても送付されてきていない。

以上のことから中田市長が提出した非開示理由説明書の理由は、故意に事実を隠蔽するために申立人を欺き、事実と異なる写真の1部の写を開示したので、申立人が口頭で異議申立てを行うと伊藤係長は虚偽の写真の事実を認め、それに対応して事実の証拠写真の写を送付するという約束を一方的に破棄して本件写真のネガを破棄したという主張は、虚偽の理由と言わざるを得ない。

何故ならば、申立人が平成11年に横浜市を相手に提訴した平成11年(ワ)第 号損害賠償請求事件の終結後も中部建築事務所の前井上所長及び現杉山所長にも関連文書を再三再四提出していることから重要な現地の証拠写真のネガを廃棄することはありえない。

したがって、市当局には申立人が開示請求している写真一式のネガが存在するはずであるので、その開示請求を行っているのである。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

申立人は、平成14年10月23日に中部建築事務所の職員が申立人及びその妻に対し鶴見区馬場七丁目 番 及び 番 の土地境界部分を撮影した写真を提示したと主張しており、本件申立文書はそのときに提示された写真のネガフィルムである。

- (2) 本件異議申立ての経過について

ア 実施機関は、本件処分の非開示決定通知書において、「開示請求に係る写真に関してはデジタルカメラによって撮影されたものであり、ネガについては保有しておらず、カメラのメモリー（記憶装置）等においても保有していない」として不存在とした。

イ これに対し、申立人は平成14年10月23日に申立人が見た写真はデジタルカメラで撮影したものではないとして本件異議申立てを提起した。このため、実施機関では、再度調査したところ、当該土地境界部分を撮影した別の写真7枚が存在することが判明し、申立人に提示したところこれら7枚の写真が申立人の求める写真であることが明らかとなった。

ウ しかし、これらの写真のネガフィルムは、既に廃棄済みであったことから、不存在非開示の決定に変更はないため、本件異議申立てについて当審査会に諮問されたものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は、廃棄済みであり、保有していないと主張している。

そこで、当審査会では、本件申立文書の不存在について調査するため、平成16年9月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 平成14年10月23日に申立人に提示した写真がどれであるかという記録を残していないため、本件処分時点では、デジタルカメラで撮影した写真が本件請求対象の写真であると判断していたが、その後の調査で当該土地境界部分を撮影した写真が別に7枚存在することが判明した。申立人の確認により、これらの写真が申立人の求めている写真であることが明らかとなったが、これらの写真のネガフィルムは既に廃棄済みであった。

(イ) 中部建築事務所では、現地調査の際に写真を撮影した場合、プリントした写真のうち必要なもののみを保存し、その他の写真やネガフィルムについては保存していない。このため、現在保存されている平成14年10月23日に撮影した写真は、申立人に提示した7枚のみである。

イ このように、中部建築事務所においては、現地調査の記録にはプリントした写真のみを利用し、ネガフィルムは利用していないとの説明であった。

当審査会で調査したところ、ネガフィルムの保存義務について定めた規定は存在するとは認められず、ネガフィルムを保存しないという取扱いについて特段不

合理的な点を認めることはできなかった。

ウ これに対し、申立人は、重要な現地写真のネガフィルムを廃棄することはありえず、廃棄したのであれば証拠隠滅を図るための違法行為であると主張している。

エ 本件異議申立てについては、当初、実施機関が対象と判断していた写真が異なっていたこと、申立人に写真の写しが届いていなかったことなど、申立人に不審を抱かせるような出来事が起こっていたため、申立人が実施機関の説明に容易に納得できないことはもっともなことである。

オ 本件請求の文書特定に当たっては、実施機関が保有している現地写真を当初からすべて申立人に提示し、確認することが適当であったと考えられるが、本件請求が申立人が1年前に見た写真の開示を求めるものであったことから、申立人に提示した写真であるとの記録をとどめていなければ、実施機関の文書特定が困難であったことは否定できない。

また、実施機関は、当初開示された写真が申立人の見たものではないという申出に対し、再度調査を行い、申立人が求めている7枚の写真を探し出して提示している。更に、申立人が意見書において中部建築事務所の印と撮影者名も記入した写真の写しが送付されてきていないと主張していることに対しては、当審査会で実施機関に確認したところ、平成15年12月19日に申立人から依頼があった後、速やかに郵送したが、平成16年3月18日に写真が届いていないとの申出があったため平成16年3月30日に写真の写しを手渡しているとのことであった。これらのことから、実施機関は申立人の申出にこたえるように努めていることがうかがえる。このため、申立人が主張するような証拠隠滅を図っているものとは考えられない。

カ したがって、プリントした写真のみ保存し、ネガフィルムは廃棄したとの実施機関の説明に対し、特段不合理な点を認めることはできなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年1月8日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年1月23日 (第27回第一部会) 平成16年1月30日 (第28回第二部会)	・諮問の報告
平成16年3月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議
平成16年8月20日 (第43回第一部会)	・審議
平成16年9月3日 (第44回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年10月1日 (第46回第一部会)	・審議